

新座市国民健康保険入院医療費の減免及び徴収猶予について

新座市では、災害や事業の休廃止に伴う失業等により収入が減少した世帯を対象に、入院に係る医療費を減額、免除又は徴収の猶予を実施しています。

①対象者

- ・ 災害による死亡や身体に著しい障がい又は資産に重大な損害を受けた方
- ・ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁などにより収入が減少した方
- ・ 事業や業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少した方
- ・ その他一部負担金の減免又は徴収猶予を受けることを相当と認められた方

②基準

①に該当している方で、その世帯の毎月の収入が生活保護の基準額（※）に855分の1080を乗じて得た額以下で、かつ預貯金の合計額が生活保護の基準額に1000分の1155を乗じて得た額の3か月分以下である世帯に属する方は、医療費の減額、免除及び徴収猶予を受けることができます。

区分は次のとおりです。

- ・ 減 額：毎月の収入が、生活保護の基準額に1000分の1155を乗じて得た額を超え、855分の1080を乗じて得た額以下の世帯（一部負担金を半額に減額）
- ・ 免 除：毎月の収入が、生活保護の基準額に1000分の1155を乗じて得た額以下の世帯
- ・ 徴 収 猶 予：減額・免除の区分に該当しない世帯

※ 生活保護基準額は、世帯構成や年齢により異なります。

③期間

- ・ 減額・免除：決定のあった日から3か月以内の期間とし、最終月内に再度申請することにより、病状や家庭の事情を考慮して、当初の3か月を含め、最長6か月まで延長できます。
- ・ 徴収猶予：申請のあった日から3か月以内の期間とし、最終月内に再度申請することにより、当初の3か月を含め、最長6か月まで延長できます。

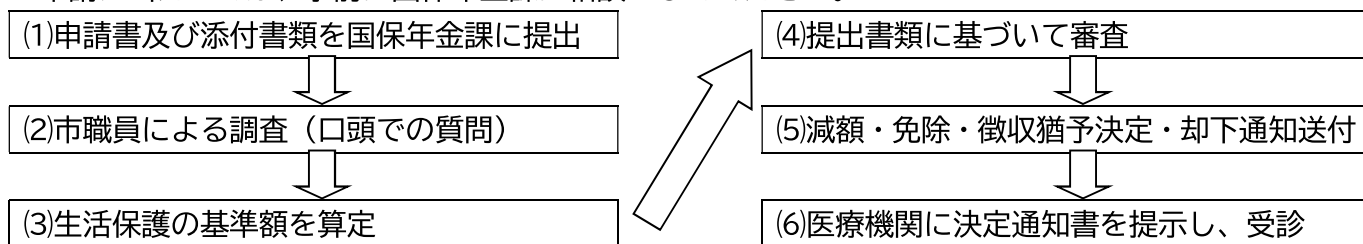
④申請

申請に際しては、入院療養を必要とする前に次の申請書及び添付書類を用意してください。

- ・ 国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）申請書
- ・ 国民健康保険一部負担金減免申請に係る申出書
- ・ 世帯に属する国民健康保険被保険者名義及び世帯主名義の全ての預貯金通帳の写し
- ・ り災証明書、診断書、退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証等申請理由を証明するもの
- ・ 医療費請求書、診断書その他の医療費の状況や病状が分かる書類（申請を行う以前に医療機関を受診したものに限る。）
- ・ その他申請理由を証明する書類

手続の流れ

申請に当たっては、事前に国保年金課に相談をしてください。



問合せ先：新座市 国保年金課 国民健康保険係（048-477-1119）